

見附市保育所等物価高騰支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、見附市保育所等物価高騰支援金(以下「支援金」という。)の交付について、見附市補助金交付規則(昭和34年見附市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 支援金は、電力・ガス料金、食材費、資材価格等の物価高騰の影響を受けた保育所等に対し、施設運営に係る経費を補助し、安定的なサービス提供の継続を図ることを目的として交付する。

(支援金の額等)

第3条 市長は、別表第1欄に掲げる保育所等(以下「事業所」という。)に対し、予算の範囲内で支援金を交付する。

2 支援金の額は、市内の事業所ごとに別表第2欄に掲げる額を交付する。

3 支援金の交付を受けることができる回数は、1事業所につき1回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 この支援金の交付の対象となる施設運営に係る経費は、物価高騰の影響を受けた費用すべてとする。

(交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業所は、見附市保育所等物価高騰支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに支援金の交付の可否を決定し、及び額を確定し、その旨

(交付決定の取消し等)

2 前項の場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を命ずることができる。

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

1 区分	2 補助額										
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち私立のもの (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園 (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 (4) 認可外保育施設のうち企業主導型保育施設	令和8年4月1日時点の人数において、以下の額 認可保育園・認定こども園・小規模保育施設・企業主導型保育園 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在籍人数</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>10～59人以下</td><td>100,000円</td></tr> <tr> <td>60～99人以下</td><td>150,000円</td></tr> <tr> <td>100人以上</td><td>200,000円</td></tr> </tbody> </table>	在籍人数	基準額	9人以下	50,000円	10～59人以下	100,000円	60～99人以下	150,000円	100人以上	200,000円
在籍人数	基準額										
9人以下	50,000円										
10～59人以下	100,000円										
60～99人以下	150,000円										
100人以上	200,000円										

(5) 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成 28 年見附市教育委員会告示第 7 号)第 2 条第 2 項の規定により市長の委託を受けた放課後児童クラブの運営者	放課後児童クラブ	
	登録人数	基準額
	39 人以下	25,000 円
	40～59 人以下	40,000 円
	60～99 人以下	65,000 円

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

(宛先) 見附市長

申請者 住所
名称
代表者氏名

見附市保育所等物価高騰支援金交付申請書兼請求書

見附市保育所等物価高騰支援金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて
申請し、交付が決定される場合は当該支援金の交付を請求します。

記

1 交付申請額兼請求額 金 円

2 振込口座

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人番号 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	普通・当座・その他	口座番号						

3 添付資料

令和 8 年 4 月 1 日時点での施設の在籍(登録)人数を確認できる書類の写し

様式第 2 号(第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

(宛先) 名称

代表者氏名

見附市長 稲 田 亮

見附市保育所等物価高騰支援金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記の支援金について、見附市保育所等物
価高騰支援金交付要領第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定し、併せて額を確定
したので通知します。

記

1 交付決定額(確定額) 金 円

2 交付条件

、 不正又は虚偽の申請により交付を受けたことが判明した場合は、本通知による交付決
定を取り消し、交付された支援金の返還を命ずることがある。